

○経済産業省告示第二百二十二号

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第五十三条第二項の規定に基づき、同条第一項各号に掲げる書類であつてその作成の根拠が国の行政機関に係る行政指導等であるものを次のように指定したので、同条第三項の規定に基づき、告示し、平成二十四年九月二十八日から施行する。

平成二十四年九月二十八日

経済産業大臣 枝野 幸男

（書類の指定の対象となる事業）

第一条 次条による書類の指定は、環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号）別表第一の五の項のル及びヲの第二欄又は第三欄に掲げる要件に該当する事業について行うものとする。

（書類の指定）

第二条 環境影響評価法（以下「法」という。）第五十三条第一項各号に掲げる書類であつてその作成の根拠が国の行政機関に係る行政指導等であるものは、次の各号に掲げる書類ごとにそれぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 法第五十三条第一項第一号に掲げる書類 行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三十六条の規定に基づき公表された風力発電事業に係る環境影響評価実施要綱（平成二十四年六月六日付け平成24・05・29資庁第2号経済産業省資源エネルギー庁長官通知。以下「要綱」という。）第二の1の規定により作成された環境影響評価方法書であつて、要綱第二の2の規定による対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する都道府県知事及び市町村長（特別区の長を含む。次号において「関係地方公共団体の長」という。）への送付並びに要綱第二の3の規定による公告及び縦覧を経たものの
- 二 法第五十三条第一項第二号に掲げる書類 要綱第二の5の意見の概要を記載した書類であつて、要綱第二の6の1の規定による関係地方公共団体の長への送付を経たもの
- 三 法第五十三条第一項第三号に掲げる書類 要綱第二の7の一又は三の規定により都道府県知事又は市長が経済産業省に対し述べた意見を記載した書面
- 四 法第五十三条第一項第四号に掲げる書類 要綱第三の1の規定により作成された環境影響評価準備書であつて、要綱第三の3の規定による公告及び縦覧並びに要綱第三の4の1の規定による周知の手続を

経たもの

- 五 法第五十三条第一項第五号に掲げる書類 要綱第三の6の一の規定による関係都道府県知事（要綱第三の2に規定する関係都道府県知事をいう。次号において同じ。）及び関係市町村長（要綱第三の2に規定する関係市町村長をいう。次号において同じ。）への送付を経た要綱第三の5の意見の概要を記載した書類
- 六 法第五十三条第一項第六号に掲げる書類 要綱第三の7の規定により関係都道府県知事及び関係市町村長が経済産業省に対し述べた意見を記載した書面
- 七 法第五十三条第一項第七号に掲げる書類 要綱第四の1の規定により作成された環境影響評価書であつて、要綱第四の2の規定による経済産業省への届出を経たもの
- 八 法第五十三条第一項第九号に掲げる書類 要綱第四の5の規定による公告を経た環境影響評価書